

施策の新旧比較(基本計画)
【第1次】

現施策名
1 観光の振興
2 商工業の振興
3 農林水産業の振興
4 中心市街地の活性化
5 地域福祉の充実
6 高齢者福祉の充実
7 障がい者の自立支援
8 健康づくりの支援
9 地域医療の充実
10 生活困窮者の自立支援
11 生活者の安全確保
12 防災・危機管理対策の充実
13 人権尊重の確立
14 男女共同参画社会の実現
15 計画的な土地利用の推進
16 総合交通体系の確立
17 道路ネットワークの充実
18 住宅環境の充実
19 景観の形成
20 都市緑化の推進
21 農業振興地域の保全
22 森林の保全
23 水辺空間の充実
24 環境の保全
25 循環型社会の構築
26 子育て支援の充実
27 就学前からの教育の充実
28 家庭・地域・企業の教育力の向上
29 生涯学習の推進
30 市民スポーツの充実
31 魅力ある文化の醸成
32 文化芸術活動の振興
33 協働と市民活動の推進
34 情報の共有化の促進
35 効果的・効率的な行政経営の推進
36 財政の健全性の確保
37 業務執行体制の充実
38 議会活動への支援

【第2次(案)】

新施策名(案)	変更内容	備考
1 魅力ある観光の振興		
2 活力ある商工業の振興		
3 総合的な農業の振興	「農林水産業の振興」から分割し、「農業振興地域の保全」を統合	「農林水産業の振興」から「農業」を独立化。また、「農業振興地域の保全」は主に基盤に関するものであり、現計画では土木事業を中心に第3章を構成する中に含めていたが、基盤整備的な事業も農業の振興に寄与するものとして「農業の振興」に統合する。
4 市民全体で支える林業の振興	「農林水産業の振興」から分割し、「森林の保全」を統合	「農林水産業の振興」から「林業」を独立化。また、「森林の保全」は主に林業の基盤整備に関するものであり、現計画では第3章に含めていたが、林業の振興に寄与するものとして「農林水産業の振興」から分割した「林業の振興」に統合する。
5 特色ある水産業の振興	「農林水産業の振興」から分割	「農林水産業の振興」から「水産業」を独立化。
6 賑わいあふれる中心市街地の活性化		
7 互いに支えあう地域福祉の充実		
8 住み慣れた地域で安心して暮らす高齢者福祉の充実		
9 共生社会を目指す障がい者福祉の充実		
10 健康づくりの推進と保健・医療の連携	「健康づくりの支援」と「地域医療の充実」を統合	平成24年度に富士大和温泉病院内に佐賀大学医学部付属病院地域総合診療センターが開設されるなど、医療提供体制の安定は図られていると考え、現計画の「地域医療の充実」を健康づくり施策に統合し、基本事業の一つとして救急医療の経営基盤の安定を更に図っていくこととする。
11 自立を支える生活福祉の充実		
12 地域で守る生活者の安全確保		
13 総合的な防災・危機管理対策の充実	河川砂防課の河川改修事業等を分割し、「河川環境の適切な管理」へ移す	佐賀市では集中豪雨による土砂災害や水害が主な災害であり、河川改修等を河川砂防課所管の施策へ移し、自主防災等のソフト的な事業、消防関係事業を中心とした施策とする。
14 人権尊重の確立		
15 個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現		
16 計画的な土地利用の推進		
17 市民生活を支える総合交通体系の確立		
18 道路ネットワークの充実		
19 安全で快適な住宅環境の充実		
20 都市のみどりや美しい景観の創出	「景観の形成」と「都市緑化の推進」を統合	「景観の形成」は、事業数が少なく施策として独立させず、豊かな生活環境や個性的で活力あるまちづくりという点で親和性が高い「都市緑化の推進」と統合する。
21 農業振興地域の保全	「総合的な農業の振興」に統合	
22 森林の保全	「市民全体で支える林業の振興」に統合	
23 水辺空間の充実	「水辺空間の充実」と「防災・危機管理対策の充実」(河川事業)を統合	河川改修等を「防災・危機管理対策の充実」から切り離し、「水辺空間の充実」と統合することで、一体的な施策展開を図る。
24 環境の保全	「環境の保全」から分割	東日本大震災以降、特に再生可能エネルギーの普及促進等の必要性が高まっていることから、「低炭素社会の構築」を施策として独立させ、当該施策の更なる充実を図る。
25 循環型社会の構築	「環境の保全」から分割	市民の快適な生活には、ペットやごみ屋敷等の被害から生活環境を守ることが必要であり、「生活環境の向上」を施策として独立させ、当該施策の更なる充実を図る。
26 安心して子育てできる環境の充実		
27 就学前からの教育の充実		
28 家庭・地域・企業の教育力の向上		
29 自ら学ぶ生涯学習の推進		
30 誰もが楽しめる市民スポーツの充実		
31 未来につなげる文化の振興	「魅力ある文化の醸成」と「文化芸術活動の振興」を統合	第一次総合計画の際は、歴史文化分野を文化財課、芸術文化分野を観光・文化課が所管していたが、現在は両方とも文化振興課で取り組みを進めているものであり、これらの施策を分割する必要性は低いと判断したため。
32 文化芸術活動の振興		
33 協働と市民活動の推進		
34 情報の共有化の促進		
35 効果的・効率的な行政経営の推進		
36 財政の健全性の確保		
37 業務執行体制の充実		
38 議会活動への支援		